

2004年10月

殿

滋賀県中小企業家同友会

代表理事 蔭山 孝夫

〒525-0036 草津市草津町1512

電話 077(561)5333 FAX077(561)5334

E-Mail : [info@shiga.doyu.jp](mailto:info@shiga.doyu.jp)

URL : <http://www.shiga.doyu.jp>

# 2005年度滋賀県に対する 中小企業家の要望と提案

## はじめに

私たち滋賀県中小企業家同友会（以下、滋賀同友会：1979年1月創立、会員数650名、総従業員数約13,000名、総売上高約2,800億円）は、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を持ち、「自主・民主・連帯」の精神で会を運営し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして活動している中小企業経営者の自主的な非営利団体です。

私たちは、自主的自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を改善することに努め、1997年より毎年「中小企業家の要望と提案」を作成し、滋賀県、県議会各会派、地域金融機関に提出し、懇談を重ねて参りました。

日本経済は、輸出型の大企業とデジタル家電を中心にした産業分野の改善から好転の様相が見られるものの、個人消費は依然として低迷を続け、大企業と中小企業、都市と地方の格差がひろがっており、地域経済の自立的な回復に向けた内発的な経済政策が切望されています。

私たちは、中小企業経営を発展させることが地域経済の自立的・平和的な繁栄を保証するという観点に立ち、地域と共に歩む中小企業が果たしている役割を正に評価し、中小企業振興政策を県の産業政策の柱とされることを要望するものです。

これまで私達は自主的自助努力による強靱な体質の企業と環境保全型の社会形成に向けて次の課題に取り組んできました。

- 1) 人間を人間として大切にす理念型の企業づくりで、構造転換による地域経済の空洞化に歯止めをかけ、地域の雇用を守り発展させる
- 2) 経営指針（経営理念・方針・計画）の成文化と実践による経営者の意識改革と経営革新
- 3) 労使が共に学び成長し、生きる力を育む社員“共育”活動とその経験交流
- 4) 中学生の職場体験学習、高校・大学生のインターンシップなど地域や大学との“共育”的連携の推進
- 5) 「同友会版環境マネジメントシステム」（同友EMS）の普及による環境保全型の企業と人材の育成
- 6) 産・学・官の連携による新しいしごとづくり

さらに、中小企業や市民など借りの側にとって円滑に資金供給が行われる金融システムをめざす「金融アセスメント法の制定を求める意見書」採択運動を展開し、滋賀県議会をはじめ県下50市町村すべての議会で意見書が採択されるなど、経営環境の改善運動にも積極的に取り組んで参りました。

また、本年5月に創立25周年事業として開催した第26回定時総会において「ゼロ江ミッション2014構想」を発表し、2014年をめどに滋賀県中小企業家同友会内でのゼロエミッションをめざす方針を採択しました。（添付資料1参考）

地域政策はいま、大規模な公共事業などにより地域を底上げするために揺さぶり興してきた「振興」の時代から、地域が自らの経営資源を発掘し、内発型で新事業を創出する「深耕」の時代へと認識を改めるときです。私たちは、そのような認識に立ち、自らの経営姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たし、地域経済と中小企業が発展できる環境をつくるために、下記のような経営環境を求め行動するものです。関係各位のご協力、ご支援を要望します。

## 1. 滋賀県らしさを活かし、中小企業の活性化で地域を元気にする産業政策を

空洞化する地域経済を再生するには、地域経済の主たる担い手である中小企業が活性化することが欠かせません。県では「産業振興新指針」を策定し、「産業創造立県・しが」をめざしてプロジェクトを推進されていますが、具体的な産業政策の比重を抜本的に中小企業重視へと転換させるとともに、滋賀県らしさを活かしながら、新しい内需を喚起する景気対策と、新産業・新市場を創造する計画的できめの細かい中小企業への支援策がプロジェクトの中心におくことが必要です。さらに、中小企業が自ら主体的に政策づくりに関わってこそ、その拡がりは大いなものとなると思われますので、政策形成の適切な局面で中小企業家の参加を促すようにして下さい。

### 〔要望・提案事項〕

#### 1) 既存企業の新しい仕事づくりへの支援を

地域から大企業が次第に撤退していくなかで、中小企業が地域で取り組んでいる新規事業、事業転換、グループ化、ネットワーク化などのさまざまな「新しい仕事づくり」——それらは市場としては小さいが市場を深く掘り起こす多種多様な事業であり、地域経済を活性化させ国民生活を豊かにすること、地域雇用を維持し拡大することに結びついている——を有効な景気回復策として位置づけて積極的に支援するほか、中小企業活性化策の検討・立案に際して地域の中小企業家や学識経験者が主体的に関わる機会（「中小企業振興会議（仮称）」の設置など）を設けてください。

#### 2) 人間と自然環境の共生

県では「人間と自然がともに輝くモデル創造立県・滋賀」を基本目標に滋賀県中期計画を推進されています。今後も、人間の暮らしやすさの追求と産業の内発的な発展を統一してすすめるために、琵琶湖を中心とする滋賀県の景観を保全する対策を計画的かつ積極的に推進し、多様な生命を育み、人間らしく生きることができる湖国滋賀づくりに向けた実行ある取り組みを期待します。

具体的には以下のような施策の実現を要望いたします。

- ・バリアフリー住宅や環境保全型で防災型（ライフラインの自立化した）の住宅が普及するように、建築やリフォームに対して県として独自の評価基準を設けて助成措置を講じる。
- ・また、そのような建築関連技術を研究開発する企業や任意のグループに対して、その研究が促進され事業化への道筋が図られるようなきめの細かい支援策を講じる。
- ・県産材を活用した家づくりなど、地域資源と地元産業の連携による仕事づくりをすすめる。
- ・滋賀県ブランドとして安心して安全な食品や環境こだわり農産物を育成し、かつ地域内で消費されるシステムづくり。
- ・第一次産業従事者と中小企業家が学び合い、相互に経営基盤の強化を図る。

### 3) 地域産業政策の活性化

観光・余暇・教育・医療など人間の活動能力の発展をはかる社会的ニーズや、防災対策、環境保全、高齢化・福祉、地域づくりなど社会生活の中から新しい内需を誘発しようとする中小企業を戦略的に支援する地域産業政策を引き続き充実・発展してください。

### 4) 環境を重視した地域密着型公共投資への転換

従来型の公共事業から、「新滋賀県環境総合計画」に基づき、環境にやさしくしかも地域を豊かにし、地域雇用に果たす役割も大きい、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させてください。

### 5) 公共工事関連の監視

景気回復をはかるために、地域経済の実情に応じた発注を行ってください。また、県では「低入札価格調査制度」を設けられていますが、落札企業による下請け企業への発注単価が適正であるかどうかを十分に監視して下さい。

### 6) IT関連のシステム調達を地元中小企業へ

IT関連の調達価格の適正化を専門家や事業組合、NPOの協力を得て図ると共に、システムの調達に関しては小回りのきく保守体制を確立させるために、地元中小企業を優先して下さい。

## 2. 中小企業と地域経済を活性化させる金融政策への転換と、新しい仕事づくりにむけた実効性のある中小企業支援策を

潜在能力を持ちやる気のある圧倒的多数の中小企業が構造改革のもとで継続して発展し続けるためには、中小企業と地域経済を活性化させる、心あたたまる金融政策が必要です。

また、県や各市町村で行われる中小企業政策も、ベンチャー企業の育成や創業だけにとどまらず、健全な企業家精神を持つ多様で多数の中小企業の「経営革新」「第二創業」等の自主的経営努力を着実に実らせるために、現実的かつ適切にバックアップすることに力を入れなければなりません。

#### [要望・提案事項]

#### 1) 「金融アセスメント法」(仮称)の制定推進

私たちは、中小企業と地域が健全かつ社会的に望ましいかたちで発展していくために、「円滑な資金需給」「利用者利便」などの視点から必要な情報を収集して金融機関の活動を評価し、公開する「金融アセスメント法(仮称)」(<http://www.doyu.jp/finance/>)の制定に取り組んでいます。この運動は、金融庁の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の策定など、金融政策に大きく反映されました。滋賀県では私どもの誓願・陳情によって平成14年7月県議会での制定を求める見書採択に続き、県下50市町村すべての議会で意見書が採択されております。つきましては、滋賀県としても企業と金融機関

の共存共栄が図られるよう積極的に「金融アセスメント法」（仮称）制定の立場を表明し、早期法制化を国へ要望され、地域と中小企業金融の円滑化に努力して下さい。

## 2) 制度融資審査における定性的評価の重視

県および信用保証協会は制度融資の融資審査にあたっては、物的担保主義を見直し、経営指針（経営理念・方針・計画）の確立、経営者の資質、企業の技術力、開発力、市場性、社風等を総合的に評価するシステムへの転換を早急にはかかって下さい。また、審査に当たっては協会職員と経営者が直接面談することを基本とし、人間的信頼を基礎にした心あたたまる対応を行うようにより一層要請を強めてください。

## 3) 保証協会保証付き融資における第三者保証の廃止

保証付き融資を利用する場合、保証料を払った上に連帯保証人が必要とされるのは、本来の信用保証理念の趣旨にそぐわないものであり、無保証人融資をふやすこと、少なくとも連鎖倒産の原因となる第三者の連帯保証を求めるのは止めるよう県として保証協会へ働きかけてください。

## 4) 中小企業経営者の現状をつかみ産業振興策への反映を

ヤル気はあってもやり方が分からない、日常業務で追われアイデアはあっても行動できない中小企業が圧倒的な中で、私達は経営体験を軸にした地道な学び合い活動や、経営指針（経営理念・方針・計画）づくりを軸にした経営者の自己確立と、科学的な経営革新への方向付けを展開し地域と共に歩む自立型企業づくりで確かな成果を上げつつあります。県としても私達の取り組む例会や経営指針成文化運動へ参加し、中小企業経営者の思いや悩み、夢とロマンをつかみ、普通の企業が気づき変わる施策づくりにむけて活かして下さい。

## 5) 経営革新支援法認定企業に対する支援施策の拡充

「中小企業経営革新支援法」の認定企業は第二創業にチャレンジする既存企業が多く、経営面ではマーケティングをはじめ様々な課題を抱えています。

新しいものづくりや第二創業に着手した企業を支援する次の段階として、中小企業の弱点である「つくっても売れない」問題にメスを入れ、マーケティング力や資金調達をするための具体的な支援（例えば、経営革新専門の職員が継続して相談に乗れる体制づくり、中小企業診断士、公認会計士、税理士など専門家による指導の一層の強化、滋賀発のオリジナル商品をPRする常設展示場やパンフレットの整備、専用サイト「ワールド見本市」の整備と普及など）を抜本的に強化して下さい。

また、認定企業への「無担保」「無保証」による公的融資制度、地方税（県民税、事業税、不動産取得税等）の減免等、中小企業経営革新支援法の認定を受けるインセンティブを拡充して下さい。

#### 6) 販売促進のための支援策の拡充

新市場創造のため、コア技術を持った企業によるネットワークでの開発や受注の取組みへの支援を強化して下さい。たとえば、コーディネート活動を支援していただける「相談員」(アドバイザー)を配置していただき、共同開発や共同受注の案件が生まれた時に、適切な技術者・研究者・企業の紹介、効果的なマーケティングのアドバイス、公的制度の活用、展示会への出展など、グループが継続的に相談しながら取り組める制度および相談窓口の一本化をすすめてください。

#### 7) 「びわ湖環境ビジネスメッセ」への県内中小企業の参加促進

「びわ湖環境ビジネスメッセ」への県内中小企業の出展に努力されておられますが、環境保全型社会構築と環境ビジネス創出をめざしている県内の中小企業が、より一層気軽に出展しやすい仕組み(出展費用の抑制など)をさらに拡充して下さい。

#### 8) 産学官連携促進支援団体へのサポートや補助金の拡充

私たちは新産業創造部会と(協)HIP滋賀で産学連携による新製品開発を進めており、すでにいくつかのプロジェクトが立ち上がっています。今後も中小企業が産学官連携で成果を上げるために必要な環境整備(企業ニーズと県内大学や研究機関のシーズをマッチングさせる多様な機会づくりやそのような活動をすすめている任意の組織への協力)をすすめるとともに、アイデア段階の研究にかかる費用の支援(研究分野を特定しない簡単な申請による少額多数の支援制度)を積極的に求めます。

#### 9) 産学官連携のための交流支援

当会新産業創造部会:(協)HIP滋賀では、県内大学との連携で活力ある企業づくり、滋賀発の新事業創造をめざして活動しています。県内の産学官連携関係者が制度上の立場を越えて知見を持ち寄り、相互に検討を加えて共有化していく仕組みが存在すれば、産学官連携をいっそう推進する手がかりにすることができます。県では「産業振興新指針」においても産学官連携基盤構築プロジェクトを推進され「滋賀県ニーズシーズプラザ」を開催されており、今後も県内大学や研究機関の垣根を取り払い、企業の持つ事業化ニーズを学の知見で支援し、官がバックアップする仕組みを推進させるために、産学官連携に取り組む関係者がより多く広く経験交流するための機会や組織を設けてください。

### 3. 人間力豊かな人が育つ教育環境の整備と障害者雇用の推進を

私たち中小企業は、地域雇用と活性化の担い手として、「企業に役立つ人材」である前に「社会で通用する人格形成」をめざし、働くことを通じて若者達に対する人間教育を進めています。

そのような中、当会では健全な中小企業の役割を地域へ広め、働くことの意義、働くことで人として育つことに気づくことを自社の経営革新の機会と位置づけ、支部単位で中学生の職場体験学習を受け入れています。また新産業創造部会:(協)HIP滋賀では「働くことと学ぶことの意味」を知り「起業家精神」の育成をめざして、大学生のインターンシップに取り組むな

ど、子どもや学生たちが働くことを通じ、社会性豊かに育つ気づきの場として積極的に支援と協力をしております。

私たちは、『教育基本法』の精神にもとづき、「個人の尊厳を重んじ真理と平和を希求する人間の育成を期すると共に、普遍的で、しかも個性豊かな文化の創造をめざす教育」をめざしています。企業における人材育成とは「企業にとって都合の良い人間」を育成することではなく、人間として「生きる力」を身につけ、自立した責任ある社会人を育てることです。

地域社会の教育力が問われている中で、行政、教育現場と中小企業家が連携し、狭い意味での職業教育の枠組みを超え、中小企業で働く人々（就労人口の80パーセント）が人間性の向上をベースに技術・技能・専門性を高める企業内学習システムを強力に支援し、学習型の企業と地域づくりに取り組むことが求められています。

#### 〔要望・提案事項〕

##### 1) 「教育基本法」(添付資料2)「ユネスコ学習権宣言」(添付資料3)の精神を尊重した教育を

「教育基本法」の改正が論議されていますが、私達は現在の基本法そのものが人間の個性を重視し人間の全面的な発達を促しており、今日の情勢で必要なことは、教育基本法の精神を活かした現場での実践であると考えます。私達は社員教育を「教育基本法」と「ユネスコ学習権宣言」の理念をベースに推進しています。それは、多様な生命を育む湖国滋賀を担う主体である人間の育成には、基本法の精神とその第1条「教育の目的」および学習権宣言の精神による歴史をつくる主体者としての人づくり理念が欠かせないからです。

県としても教育基本法及び学習権宣言の精神を尊重し、あらゆる教育の場で実践に活かすように広め働きかけて下さい。

##### 2) 教師がゆとりを持って子どもと向き合えるカリキュラムの導入

教師一人ひとりが子どもとゆとりを持って向き合えるように、少人数学級(20名前後)を実現してください。

地域性に合った授業内容が自主的に取り入れられる弾力的なカリキュラムの導入を図るとともに、地域ごとに気軽に利用できる教育・文化・スポーツ施設を大幅に拡充してください。

教師が本来の仕事である授業とその準備、専門性を高めるための時間、地域と関わる時間を抜本的に増やすとともに、社会的使命感に燃えて教育に打ち込み続けることができる保障として、一定期間教育実践を積んだ教師が大学院で専門をさらに深めることができるシステムを検討してください。

##### 3) 次代を担う人づくりをすすめる新しい地域連携の構築

「地域づくりは人づくり」の理念のもと、地域ぐるみの教育・学習運動に取り組む「学習型地域」づくりの発想が求められています。このような長期的視野に立って人材を育成するため、教師、父母、行政、中小企業家が力を合わせ、お互いの知識や経験を交流し、共に学び育ち合い、知的ネットワークを地域に張り巡らせ、滋賀県で学び働き暮らすことへの誇りと喜びを享受できる環境整備をすすめてください。

次代を担う人間性豊かな若者を共に育む立場で、教師と中小企業家が定期的に学び会う場

を設けてください。

地域の学校協議会等へ小企業経営者が参画し、意見交換する機会が増えるように働きかけてください。

#### 4) 中小企業の社会的役割の理解を広めてください

中小企業の社会的な役割について、子ども、生徒、学生、地域に理解と認識がはかられるように、学校教育等で中小企業の最新の実態に基づいた姿を教えていただく場（中小企業経営者を授業の講師とするなど）を増やしてください。

#### 5) インターンシップ推進組織の設置で産学官の知的クラスター構築を

大学生のインターンシップが積極的に行われています。滋賀県では「滋賀県大学・短大等雇用対策協議会」においてインターンシップの円滑な導入と実施を検討されていますが、現状は各大学と個別企業がバラバラに対応し、働くことを通じて地域社会に役立ち、自立して生きる目当てに気づいていくという社会教育運動としての統一した理念が確立されているとは言えません。県として大学および受入をすすめている各団体を取りまとめ、より充実した教育力のあるインターンシップをすすめるための新しい機関を設置し、産学官ネットワークによる知的クラスターの構築に向けて施策を講じてください。

#### 6) 障害者と健常者が共生できる環境整備と仕事づくり

私達は今年度より「障害者問題委員会準備会」を発足させ、障害者と健常者が垣根なく共生できる社会づくりに向けて活動をスタートしました。まず経営者や社員の「心のバリアフリー」を実現するために、授産施設や共同作業所の視察・実習を行い障害者雇用企業の実体験から学びあい関心を高めていく計画です。中小企業に置ける障害者雇用は法的義務や社会的責任などの綺麗事ではすまされない大変厳しい現実があり、滋賀県内に置いても福祉的就労から一般就労への道は大変厳しい状況です。障害者が当たり前で地域で暮らし働き続けられる環境整備をすすめるために、一般就労に向けた手厚くきめ細かい支援を行うと共に、事業所型共同作業所等への仕事や市場づくりに向けた自立につながる支援策を強化してください。

#### 7) 県独自の「マイスター制度」等の創設

「産業創造立県・しが」に相応しく県独自の「優秀技能者表彰」を創造的に発展させ、地域企業の熟練技能者を遇する滋賀県独自のマイスター制度を発足させてください。さらに、その技術を伝授する「マイスター・アカデミー」や、環境・健康福祉・観光（滋賀3K産業）を担うプロフェッショナルとしてのおもてなし・サービス精神（心からの癒しを提供する）を学ぶ「ホスピタリティ・アカデミー」を滋賀県の発案で開催し、向上心にあふれる人材を育成して下さい。



#### 4. 「環境こだわり県」にふさわしく、環境を内部化した企業づくりと新しい仕事づくりへの積極的支援策を

私たち同友会は1995年6月に「琵琶湖淀川水系の水質を守るために：水環境行動憲章」を発表しました。翌96年2月に会の内外に向けて冊子を発行し、自然と共生する中小企業経営と環境保全型社会をめざして、実行できることから取り組んでおります。

会内には2001年6月に「地球環境研究会（2004年度より「地球環境委員会」）」を発足し、2001年11月に開催された第9回世界湖沼会議の開催に呼応し、中小企業家として環境問題の解決に関わる理念と実践を全国へ発信するために、湖沼会議の自由会議として第1回目の「中小企業地球環境問題全国交流会」を滋賀で開催しました。

また、中小企業が費用をかけないで簡単に環境共生型の社風を確立できる「滋賀県中小企業家同友会版環境マネジメントシステム（以下・同友EMS）」を構築し会内企業へ導入をはかるなど、出来ることから一歩ずつ取り組んできました。

さらに昨年度から地球環境委員会の中に米米倶楽部（コメコメクラブ <http://www.shiga.doyu.jp/komekome/>）を立ち上げ、米の不耕起自然栽培に取り組んでいます。

私たちは、生命の尊厳性を尊重する理念を持ち、人類永遠の存続と繁栄を願い、環境保全に中小企業家として積極的に関わり実践してゆく立場から、以下の点について要望します。

##### 〔要望・提案事項〕

##### 1) 「同友EMS」への評価と普及促進

滋賀県内の大多数を占める中小企業が環境共生型へと向かうためには、同友会版EMSの導入 ([http://www.shiga.doyu.jp/doyu\\_ems/index.htm](http://www.shiga.doyu.jp/doyu_ems/index.htm)) によって環境を内部化した企業（企業活動の中で、誰もが自然に自然環境の改善に取り組むことができる企業）づくりが必要です。その意味で、ISO14001だけでなく、自主的に環境保全の理念と方針および計画の導入をすすめる「同友EMS」を県としても評価し、「同友EMS」導入企業を環境保全型企業として表彰（知事表彰）するなど、県内中小企業へ意義を伝え広めることに協力して下さい。

##### 2) 「環境こだわり県」を推進する懇談会の開催

「環境こだわり県」の推進には、事業所数で99.8パーセントを占める中小企業がその気になり、企業内での環境教育を推進することが必要です。中小企業が取り組む環境教育や環境事業、中小企業が取り組むべき課題を摺り合わせる場として、県の担当部課や知事と意見交換する懇談会を積極的に設けてください。

##### 3) 県内に広まる環境共生型住まいづくりへの協力と支援

当会新産業創造部会＝（協）HIP滋賀では、産学官連携で環境保全型社会を担う「エコホーム」づくりに向けたプロジェクト (<http://www.shiga.doyu.jp/komekome/>) を立ち上げています。また、県内にはいくつかの組織で「環境共生型住まいづくり」をめざす運動が取り組まれています。この取り組みが事業として成果を上げるには、行政の積極的な支援が欠

かせません。県では「滋賀県ゼロエミッション研修講師派遣事業」を実施されていますが、このような環境に配慮した暮らしや住まいの共同研究の場に県の担当部課より参加をすると共に、活動を継続して発展させるために、コーディネーターや運営経費への支援策を講じて下さい。

#### 4) 環境事業を軌道に乗せるための販売専支援

環境ビジネスに取り組む中小企業にとって最も切実な問題は、「つくっても売れない」「入り口があっても出口がない」ということです。県では「工業技術総合センター」等による研究開発支援や、「滋賀の新しい産業づくり促進費補助」や「環境産業育成事業費補助」による助成措置の他、「環境ビジネスメッセ」の開催が行われていますが、県内企業が産み出した環境関連商品やサービス等を県として積極的に評価し優先して購入する仕組みは出来ておりません。さらに、販売専門のコーディネート体制を確立し対応するなど、滋賀発の環境ビジネスが自立的・創造的に発展し新たなクラスター形成に繋がるような、明るく・元気で・対応が早く・きめの細かい支援策を講じて下さい。

#### 5) 県独自の環境配慮型農業の促進

琵琶湖の水質浄化に向けて農業廃水対策をさらに進めて下さい。特に、水田に緩速濾過機能を持たせ、自然生物の保護（無農薬で化学肥料を使わず自然環境・生物の回復による地力再生）と稲作農業の発展（安心・安全な米づくりが消費者の信頼を高め経済活動を発展させる）を統一させる冬期湛水水田に始まる不耕起栽培システムなど、滋賀県独自の環境配慮型農業を研究し広めて下さい。

#### 6) 水環境、地球環境保全にむけた要望

(ア) 森林が51パーセントを占める本県では、山や森の再生が環境保全に欠かせません。新たなダム工事を中止し、森林を再生させるために針葉樹林を広葉落葉樹林へと転換させ、自然の山や森にダムの機能を果たさせること。

(イ) 水田や池、小河川、湿地、内湖を守り（再生させる）生態系の保全をすすめること。

(ウ) コンクリートによる三面張りの水路を、多自然型へ改修すること。

(エ) 太陽光・風力・小水力・バイオマス等の新エネルギーを活用すること。

(オ) NPOや任意の事業者が取り組む環境配慮型の村や街をつくるエコ村（ヴィレッジ）づくりを支援すること。

(カ) 透水性の舗装工事を推進すること。

(キ) デポジット制を導入すること（まず企業・学校・行政機関から始める）。

## 5. 中小企業を地域経済発展の主役に位置づける「滋賀県中小企業振興基本条例」の制定を

この10数年間にアメリカやヨーロッパの先進諸国は経済社会における中小企業の果たす役割を的確に評価して中小企業重視へと政策転換を行っています。2000年にはEU（欧州連合）が「欧州小企業憲章」（リスボン憲章）を採択し、「小企業は、ヨーロッパ経済のバックボーンである。主要な雇用の源であり、ビジネスの発想を育てる大地である」と宣言しています。また、日本政府も含む48カ国によって同年に採択した「OECD（経済開発協力機構）中小企業政策に関するボローニャ憲章」でも、中小企業が普遍的な存在として重要であることを認識した政策を行うことを強調しています。

今年6月に当会新産業創造部会は北イタリアのボローニャを訪問し、エミリア・ロマーニャ州技術発展協会からレクチャーを受けました。エミリア・ロマーニャ州の人口は約400万人ですが、企業数は40万社もあり、内97パーセントが社員数20人以下の中小自営業企業です。州では、この人口10人に対して1社の割合で存在する中小自営業こそ北イタリアの自立的な経済発展を担っていると高く評価し、中小自営業の振興に力を注いでいるということでした。

わが国では1999年に中小企業基本法が改正されましたが、その政策は競争力のある中小企業を支援することとベンチャー中心の新産業の創出に重きが置かれ、普通の中小自営業を無数に生みだし、暖め育み、花開かせるという方向への政策転換は遅れています。

戦後日本経済の復興において、中小企業は地域経済を根底から担う独自の役割を果たし、今日では空洞化する地域経済の自立的な再生と、真に豊かな文化性の高い人々の暮らしを担う中心的な役割を担っております。

私たちは中小企業を国民経済の豊かで健全な発展を質的に担っていく中核的存在として位置づけ、日本経済に果たす中小企業の重要な役割を正確かつ正当に評価することを通して、中小企業政策を産業政策における補完的役割から脱皮して中小企業重視へと抜本的に転換することを「宣言」し、日本独自の「中小企業憲章」を制定する運動を国と地方自治体に対して働きかけます。

### 〔要望・提案事項〕

#### 1) 「滋賀県中小企業振興基本条例」の制定

滋賀県においては総事業所数の99.8パーセント（平成13年度事業所統計：民間事業所総数59,295社より従業者数300名以上の130事業所を大企業として除いたものを中小企業として換算）、総従業者数の84パーセント（平成13年度事業所統計：民間事業所雇用総数572,994人より従業者数300名以上事業所の90,117人を大企業として除いたものを中小企業雇用率として換算）を占める中小企業の自立的な活性化と地域経済の活性化は一体のものです。

中小企業を軸にした新しい地域経済の活性化を促進し、きめ細かく総合的な政策実践を進める精神（理念）と方針を確立するために、中・長期的な滋賀県産業の全般の方向性を示す「滋賀県産業振興指針」推進の理念的根拠となる「滋賀県中小企業振興基本条例」を制定し

てください。

## 2) 「中小企業振興会議（仮称）」の設置

基本条例に基づき、中小企業の活性化に向けた政策立案を図るために、経済団体、研究者、中小企業経営者、市民の公募による「中小企業振興会議（仮称）」を設置し、中小企業振興のためのアクションプラン（行動計画）を作成してください。

## 3) 市町村単位での「中小企業振興基本条例（仮称）」制定促進

各市町村に対して、「中小企業振興基本条例（仮称）」（添付資料4 八尾市中小企業地域経済振興基本条例）の制定を促進して下さい。

## さいごに

滋賀県経済の自立的な繁栄には、地域と共に歩み育つ中小企業が連結し、学・官さらに地域住民とも力を合わせて、地域の経営資源をいかした個性的な事業を無数に創出していくことが必要です。

私たちは地域経済の再生を担うという社会の要請に応えるため、自主的自助努力をより一層強化し、全社一丸で良い企業づくりに努める決意です。

私どもの経営努力がより一層いかされる環境を願い、ここに要望と提案を提出しますので、関係各位のご協力を宜しくお願い申し上げます。

## ゼロエミッション2014宣言

地球温暖化、オゾン層や森林の破壊、野生生物種の減少、環境ホルモンによる影響などの環境問題は、私たちの生存を脅かし始めています。また、地球上の環境容量や資源量の面でも限界に直面しています。

地球に生を受けた私たちにとって、これらの問題の克服にむけた足元からの具体的な行動こそ、いま求められている最も重要な課題です。

それは、個人、企業を問わずそれぞれが日常生活や地域社会から環境負荷の低減を図り、大量生産・大量消費・大量廃棄社会から脱却し、「地域循環完結型経済」の実現、「人間らしく生きる」「暮らしを守る」ことのできる地域社会を実現することにほかありません。

事業所数において99.8%、従業員数において88.3%を占める中小企業が取り組まなくては、この問題の解決はありません。また、中小企業の持つ教育力、地域との密着度もこの問題の克服のためには欠かすことのできないものです。

この土地で生きる、このまちで暮らす、という思いの結集が中小企業であること、地域をよみがえらせるのは中小企業であるとの自覚のもと、私たち滋賀県中小企業家同友会は、ゼロエミッション2014を宣言し、維持可能な社会＝地域循環完結型経済社会を構築するため総力をあげて取り組みます。

1. 地球環境問題の取り組みは人類の生存にとって不可欠であることを確認し維持可能な社会への取り組みを会内外に広めます。
2. 2014年をめどに滋賀県中小企業家同友会内でのゼロエミッションを実現めざします。

### 方針

1. 同友会理念を地域へ発信し、理念および事業に賛同する個人・団体を募る。
2. 2014年までに滋賀県中小企業家同友会会員企業を2000社にする。  
会員企業の製造販売購買過程を再編成し、地域循環型産業クラスターを構築する。

## 教育基本法（昭和22年3月31日施行）

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造を目指す教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

### 第一条（教育の目的）

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

### 第二条（教育の方針）

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

### 第三条（教育の機会均等）

1. すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
2. 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

### 第四条（義務教育）

1. 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。
2. 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

### 第五条（男女共学）

男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない。

### 第六条（学校教育）

1. 法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
2. 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

### 第七条（社会教育）

1. 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
2. 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

### 第八条（政治教育）

1. 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。
2. 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

### 第九条（宗教教育）

1. 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。
2. 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

### 第十条（教育行政）

1. 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。
2. 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

### 第十一条（補則）

この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

### 附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

## ユネスコ 学習権宣言

一九八五年三月二九日  
第四回ユネスコ国際成人教育会議

学習権を承認するか否かは、人類にとって、これまでもまして重要な課題となっている。

学習権とは、

- 読み書きの権利であり、
- 問い続け、深く考える権利であり、
- 想像し、創造する権利であり、
- 自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、
- 個人的・集団的力量を発達させる権利である。

成人教育パリ会議は、この権利の重要性を再確認する。

学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。

それは、生き残るといふ問題が解決されてから生じる権利ではない。

それは基礎的な欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。

学習権は、人間の存在にとって不可欠な手段である。

もし、世界の人々が、食糧の生産やその他の基本的な人間の欲求が満たされることを望むならば、世界の人々は学習権をもたなければならない。

もし、女性も男性も、より健康な生活を営もうとするなら、彼らは学習権をもたなければならない。

もし、わたしたちが戦争を避けようとするなら、平和に生きることを学び、お互いに理解し合うことを学ばねばならない。

「学習」こそはキーワードである。

学習権なくしては、人間的発達はありません。

学習権なくして、農業や工業の躍進も地域の健康の増進もなく、そして、さらに学習条件の改善もないであろう。

この権利なしには、都市や農村で働く人たちの生活水準の向上もないであろう。

端的に言えば、このように学習権を理解することは、今日の人類にとって決定的に重要な諸問題を解決するために、わたしたちがなす最善の貢献の一つなのである。

しかし、学習権はたんなる経済発展の手段ではない。それは基本的人権の一つとしてとらえられなければならない。学習活動はあらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体に変えていくものである。

それは基本的人権の一つであり、その正当性は普遍的である。学習権は、人類の一部のものに限定されてはならない。すなわち、男性や工業国や有産階級や、学校教育を受けられる幸運な若者たちだけの、排他的特権であってはならない。

本パリ会議は、すべての国に対し、この権利を具体化し、すべての人々が効果的にそれを行行使するのに必要な条件をつくるように要望する。

## 八尾市中小企業地域経済振興基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、市の活力ある発展に重要な役割を果たしている市域中小企業の振興について基本となる事項を定めることにより、市の産業集積の維持発展を促進するとともに、社会経済構造の変革に的確に対応した地域の健全な発展を推進することによって、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

1. 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
2. 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げるもの及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。
3. 大企業者等 事業を営むもの又は企業団体、経済団体等であつて中小企業者又は中小企業団体でないものをいう。

### (基本方針)

第3条 中小企業の振興は、「地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくり」を目標とし、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、国、大阪府その他の機関（以下「国等」という。）との連携を図り協力を得ながら、都市の中で産業が集積するという市の地域特性に適した施策を市民、企業、関係団体等及び市が一体となって推進することを基本とする。

### (基本的施策)

第4条 中小企業振興は市の産業集積と深くかかわっており、その総合的に構すべき基本的施策を、前条の基本方針に基づき次のとおり定める。

1. 産業集積の基盤を強化するための施策
2. 産業集積の高度化を推進するための施策
3. 産業集積のネットワークを強化するための施策
4. 生活と産業が共存し高め合うまちづくり推進のための施策

### (市の責務)

第5条 市は、前条各号の施策を実現するに当たっては、市民等の理解、協力を得ながら、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置や、国等との連携、協力による施策の推進並びに必要なに応じた国等に対する施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

### (中小企業者等の努力)

第6条 中小企業者及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の実施等のため自主的な努力を払うとともに、地域環境との調和に十分配慮するものとする。

### (市民の理解と協力)

第7条 市民及び市内の産業にかかわる者は、中小企業の振興が市民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

### (大企業者等の努力)

第8条 大企業者等は、中小企業と大企業が共に地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興に努めるものとする。

### (委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。



A series of 25 horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

## 同友会の3つの目的

- ① 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ② 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③ 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

良い会社・良い経営者・良い経営環境をめざす

# 滋賀県中小企業家同友会

〒525-0036 草津市草津町1512 TEL077(561)5333 FAX077(561)5334

E-mail [info@shiga.doyu.jp](mailto:info@shiga.doyu.jp) ホームページ <http://www.shiga.doyu.jp>